

# 戦争のない平和な世界を実現するために

黙とうをささげましょう

第2次世界大戦では、広島・長崎への原爆投下により、一般市民を含む多くの人が亡くなりました。

本市では、核兵器廃絶を訴える広島・長崎両市の「平和宣言」に賛同し、平成元年6月に「非核・平和都市」を宣言しました。

平和を求めることは、人々の願いであり、行政の基本と考えます。

今なお世界各地で戦禍が絶えないことは、とても悲しむべきことです。戦争で亡くなった人々の追悼と世界恒久平和の実現を祈念するために、広島・長崎に原爆が投下された時間と終戦の日に合わせて、黙とうをささげましょう。

## ●日時

◇広島・原爆投下の日

8月6日(金)

午前8時15分

◇長崎・原爆投下の日

8月9日(振・月)

午前11時2分

◇終戦の日

8月15日(日) 正午

※サイレンを1分間鳴らします。

## 原爆資料展

NPO法人筑紫原爆被害者の会の協力で、原爆に関する写真や資料を展示します。

●期間 8月3日(火)～11日(水) (休館日の4日(水)を除く)

●時間 午前9時～午後10時

※最終日は正午まで

※期間中はNPO法人筑紫原爆被害者の会の会員が、会場で質問に答えます(午前10時～午後4時)。

●会場 まどかぴあ1階 ギャラリーモール

戦没者等の遺族の皆さんへ

**第11回特別弔慰金の請求は  
令和5年3月31日まで**

●対象者 基準日(令和2年4月1日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者

等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない、戦没者等の死亡当時の遺族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

※基準日以降に対象者が亡くなった場合は、相談してください。

●支給の順位 次の順番で先順位の遺族一人に支給されます。同じ順位の場合は、先に受け付けた人が優先されます。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※要件に当てはまるかどうかにより、順番が変わります。

④①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

●支給額 額面25万円5年償還の記名国債

●請求期間 令和5年3月31日

※必要な書類など、詳しくは問い合わせてください。

●請求と問い合わせ先

福祉課地域福祉担当

☎(580)1851

☎(573)8083

✉fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

戦争の記憶展 関連イベント

## 戦争体験記 ビルマ戦争 井手貞一さんの手記を読む



『僕の一生』の一部  
(井手 勲さん所蔵)

- 期日 8月21日(土)
- 時間 午後2時～4時
- 会場 心のふるさと館M2階 講座学習室
- 定員 25人(先着順)
- 申込方法 電話
- 申込期限 8月4日(水)～20日(金)
- 申し込みと問い合わせ先  
ふるさと文化財課啓発・整備担当(心のふるさと館内 平日 午前8時半～午後5時) ☎(558)2206